

「保険金で住宅修理ができる」という勧誘に注意！

保険金の請求は加入者ご自身で



事例 1

「瓦が飛んでいる。火災保険で修繕でき、保険申請サポートができる」と事業者の訪問があった。事業者が屋根を撮影し、約 400 万円の見積もりを出した。保険申請は事業者がすべて行った。

保険会社からは見積全額は出ないと言われた。書類には、工事をしない場合は保険金の3割の違約金がかかると書いてある。支払わなければならないか。

事例 2

「火災保険を使って自己負担なしで修理できる。住宅を見せて」と事業者の訪問があった。自己負担なしならばと思い、申請手続き契約に同意した。130万円の保険金があり工事を依頼した。

廃材を利用したり中古の雨戸を使った修理で、仕上がりがもずさんだ。

アドバイス

- 保険金の請求は、加入者自身で行うことが基本
「保険金で自己負担なく工事できる」と勧誘されても、保険契約内容や補償範囲について保険会社や代理店に確認、相談しましょう。
- 経年劣化による損傷と知っていて、自然災害による損傷と申請するなどというウソの理由で保険金を請求すると、保険金の返還を求められたり、保険契約を解除される可能性があります。刑事罰（詐欺罪）に問われるおそれもあります。
- 保険金請求の代行と工事が一体となった契約では、その事業者に工事を依頼しない場合、保険金の3割～5割の手数料がかかる契約が見られます。